硫化水素ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満	
硫化ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満	
硫化りん	一パーセント未満	一パーセント未満	
硫酸	一パーセント未満	一パーセント未満	
硫酸ジイソプロピル	一パーセント未満	○・一パーセント未満	
硫酸ジエチル	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	
硫酸ジメチル	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	
りん化水素	一パーセント未満	一パーセント未満	
りん酸	一パーセント未満	一パーセント未満	
りん酸ジ―ノルマル―ブチル	一パーセント未満	一パーセント未満	
りん酸ジ―ノルマル―ブチル＝フェニル	一パーセント未満	一パーセント未満	
りん酸一・二―ジブロモ―二・二―ジクロロエチル＝ジメチル（別名ナレド）	一パーセント未満	○・一パーセント未満	
りん酸ジメチル＝(E)―一―（N・N―ジメチルカルバモイル）―一―プロペン―二―イル（別名ジクロトホス）	一パーセント未満	一パーセント未満	
りん酸ジメチル＝(E)―一―（N―メチルカルバモイル）―一―プロペン―二―イル（別名モノクロトホス）	一パーセント未満	一パーセント未満	
りん酸ジメチル＝一―メトキシカルボニル―一―プロペン―二―イル（別名メビンホス）	一パーセント未満	一パーセント未満	
りん酸トリ（オルト―トリル）	一パーセント未満	一パーセント未満	
りん酸トリス（二・三―ジブロモプロピル）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	
りん酸トリ―ノルマル―ブチル	一パーセント未満	一パーセント未満	
りん酸トリフェニル	一パーセント未満	一パーセント未満	
レソルシノール	一パーセント未満	○・一パーセント未満	
六塩化ブタジエン	一パーセント未満	○・一パーセント未満	
ロジウム及びその化合物	一パーセント未満	○・一パーセント未満	
ロジン	一パーセント未満	○・一パーセント未満	
ロテノン	一パーセント未満	一パーセント未満	

別表第二の二を削る。

様式第二十一号の二の三（裏面）中「第五十七条の三第四項」を「第五十七条の四第四項」に、「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の五第一項」に改める。

（産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部改正）

第二条　産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和四十七年労働省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式（第四面）中「第57条の3第4項」を「第57条の4第4項」に、「第57条の4第1項」を「第57条の5第1項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

2　第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五条の三の二の規定による証票及び第二条の規定による改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票は、当分の間、それぞれ、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十五条の三の二の規定による証票及び第二条の規定による改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票とみなす。